ナショナルバイオリソースプロジェクト 第2回情報ワーキンググループ

議事概要

1. 日時・会場

平成 21 年 2 月 1 9 日 (木) 1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 中央合同庁舎第 7 号館 17 階 17F1 会議室

2. 出席者

委員

(主査) 城石 俊彦 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所

系統生物研究センター 教授

芹川 忠夫 京都大学大学院医学研究科附属動物実験施設 施設長

田畑 哲之 かずさディー・エヌ・エー研究所 副所長

中村 太郎 大阪市立大学大学院理学研究科 准教授

深海 薫 理化学研究所バイオリソースセンター情報解析技術室 室長

山崎 由紀子 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所

生物遺伝資源情報総合センター 准教授

文部科学省

川上 一郎 研究振興局ライフサイエンス課 ゲノム研究企画調整官 河野 広幸 研究振興局ライフサイエンス課 生命科学専門官

事務局

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

3. 議事

- 1. 開会
- 2. 実費徴収・知財ー情報ワーキンググループ連絡会議結果報告
- 3. 報告書(案)の審議
- 4. アンケートについて
- 5. その他
- 6. 閉会

4. 配付資料

資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第1回情報ワーキンググループ議事概要

資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクト実費徴収・知財ー情報ワーキング

グループ連絡会議議事概要

資料 3 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおけるデータベース整備および成果

情報の公開に関する報告書(案)

資料 4 : バイオリソース付随情報の取扱いに関するアンケート(案)

参考資料:バイオリソース付随情報の定義「サイトポリシー・利用規約(案)」(席上配布)

以上

議事要旨

1. 開会

- ・開会の挨拶が城石主査からあった。
- ・引き続き配付資料の確認が行われた。

2. 実費徴収・知財―情報ワーキンググループ連絡会議結果報告

・資料2に基づき、文部科学省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下の とおりである。

< 生物遺伝資源付随情報の取扱いについて>

・①リソースと情報を寄託する人の権利を守る。②リソース中核機関と情報中核機関が、 そのリソース情報を改善したり加えたりする必要がある。③知財権の保護と学術研究の 振興に最も適切な利用方法について。以上3点に問題整理された。

く生物遺伝資源寄託同意書・譲渡同意書(案)について>

・寄託された系統名が国際的な命名規約とずれていた場合にどうするか。付随情報として 付いているデータも更新が可能なのかどうか。その他、データベースのサイトポリシー の載せ方について議論された。

<生物遺伝資源付随情報提供同意書(案)について>

・不正コピー防止策、サイトポリシーの文案について議論された。

<山崎委員より、「サイトポリシー・利用規約 (案)」資料に基づいて補足説明>

- ・NBRPのホームページのトップには「コピーライトはそれぞれの中核機関にある」としたが、各中核機関のホームページには、「コピーライト」と明記の必要。
- ・委員会でサイトポリシーのひな型を作り、それをカスタマイズする形で掲載する。
- ・以下提案 ①推奨環境について②著作権について(データを含めてコンテンツの著作権 はコンテンツ提供者にある。許可なく転用・転載・改変・複製・販売することを禁じる) ③転載について(転載を希望する場合、転載依頼書を提出。付随情報の一括提供につい てもこの中で縛る)④リンクについて(基本的には自由だが、禁止事項を記載)⑤免責 事項について⑥個人情報の取り扱いについて(各機関の取り扱いに準拠)⑦適応範囲
- ●「ナショナルバイオリソースプロジェクトにおけるデータベース整備および成果情報の 公開に関する報告書」を出すことがこのワーキングの目的の一つ。今の説明は、その中 に書き入れていきたいと考えている。(城石主査)
- ●外国からも一括利用を言ってくるので、英文でも出すことが望ましい。(芹川委員)→本文が決まれば、それを英訳すればよい。(河野専門官)
- ●サイトポリシーのリンクを張る場所は、各中核機関のところになるのか。(中村委員) →雛型をカスタマイズした形で各サイトに置く。(山崎委員)
- ●アサガオが「コピーされまくり」とは、具体的にどういう形なのか。(中村委員) →状況は十分分からないが、アサガオのCD出版、アサガオのデータベースは別にも出ている。(山崎委員)
- ●実際に起こった問題例が分かれば、対策が練りやすい。(中村委員)
- ●資料で、「転載をご希望の場合は、必要事項を記入の上、○○にお送りください」とある のは、承認を得てから使いなさいということか、事実上転載して結構だが一報は入れて

くださいということか。(川上調整官)

- →「著作権について」のところで、無断転載を禁止している。(山崎委員)
- ●禁止しているのか、その手続きさえすればOKなのか、疑問を感じた。(芹川委員) →これが同意書であれば、同意しなければ転載できない。今の問題は、一括の情報提供 同意書をどういう形にするかということともカップルする。(城石主査)
- ●合同会議的には、一般ユーザーが個人のラボの中で大量のデータを使うためにダウンロードするときに、どこまで制約をかけるのか。(城石主査)
 - →一般の利用者が自分のために使う場合の制限はない。(山崎委員) 同意ボタンを押し ダウンロードするような仕組みはあった方がいいのではないか。(深海委員)
- ●最低限のところは面倒でもやっておかないわけにはいかない。(田畑委員)
- ●ダウンロードを制限したいかどうかはコミュニティによって違うのではないか。(山崎委員)
 - →参考として出しておく。状況に応じて、その案を採用するか機関ごとに判断していた だく。一括でくくってしまうのは危険かもしれない。(城石主査)
- ●中核機関によって問題意識の程度がかなり違い、こちらで案を作る、アンケートを回すなりすれば、そういう問題があることは意識してもらえる。その上で、あとは個別にご判断いただくのが一番いい。(田畑委員)
- ●公開している情報は「制約のレベル」という点でモザイク状態であるので、情報を幾つかのカテゴリーに分けると、少しクリアになる。しかし利用者にはそれが一つの情報として見えている。利用規約は、見えているものをくくりにしなくてはいけないので、難しいところだ。(山崎委員)

3. 報告書(案)の審議

- ・資料3に基づき、文部科学省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下の とおりである。
- ・目次にある構成で、後ろに名簿、審議の過程、同意書の案、サイトポリシー(案)を付ける。
- ・第1章「データベース整備」は、バイオリソースの付随情報についての定義、公開すべき情報の範囲と優先順位を示した後、中核機関と情報センターの役割分担、データベース作成・更新のシステム化について記載する。
- ・第2章「NBRP成果情報の公開」は、公開すべきバイオリソースの付随情報、各プログラムから産出された情報の公開までのプロセスについて。「プロセス」というからには、フローチャートのようなことでポンチ絵を作ることも必要で、中核機関、情報センター、各場面に分けて細かい記載があるとよい。
- ・第3章「バイオリソース付随情報の取り扱い」は、付随情報に係る権利関係、一次情報 提供者の権利の保護、リソース事業実施機関における付随情報の取り扱い、研究の自由 の確保、MTAにおける対応について記載する。ここは各リソース機関へのアンケート と併せてご議論いただきたい。

<第1章について>

●「付随情報」と「付加情報」が分かりにくい。「付加情報」は「中核機関由来情報」「情

報センター由来情報」の方が明確か。3ページの2行目に「主に2)のバイオリソース 基本情報」とあるのは、付加情報という意味ではないか。(芹川委員)

- →付加情報だ。整合性が取れていない。(河野専門官)
- ●最初にリソースとともに付いてくる情報が「一次情報」、これは寄託者に権利がある。「二次情報」は、一次情報と手続き上の情報を合わせた、リソース中核機関が公開するときの情報。その基本情報に中核機関または情報センターが追加する情報が「付加情報」。ユーザーがリソースを使って新たに得られた情報が「派生情報」である。(山崎委員)
- ●一次情報に対応するのは二次情報だから、「付随情報」ではなく**Ⅲ**全体を「二次情報」にしてはどうか。(芹川委員)
- ●Ⅱの管理情報は、そのリソースを提供することに付随して出てくる情報だ。(深海委員) →公開しない、内部で使う情報のこと。「内部管理情報」ではどうか。(山崎委員)
- ●それならば、IIの管理情報を最後にした方が分かりやすいのではないか。(芹川委員)
- ●「管理情報」の中には、基本情報と重なる、公表していいものも入ってくるのか。(川上 調整官)
 - →管理情報は外に出ないもの、出るものは基本情報という整理。(山崎委員)
- ●基本的には、派生情報も基本情報に新しく加わる付加情報である。行政サイドとしては、直接的にNBRPにかかわって出てきた情報と、そうでないものを分けておいた方がいいのか。補助事業のゲノムデータや基盤整備のデータは、強制的に公開に持っていかなくてはいけない。ただ、それ以外の一般ユーザーがリソースを使って出してきたデータに関しては、ボランティアとしてなので、やはり分けておいた方がいい。従って、Ⅲの1)を「基本情報」、2)を「NBRP付加情報」、3)を「派生情報」にしてはどうか。(城石主香)
- ●アンケートに「一次利用」「二次利用」という言葉があるので、また混乱しないか。リソースとともに送られてくる情報で公開できない情報の具体例は?(中村委員) →公開したくない情報なら普通は出さない。(山崎委員)
- ●当面、「一次情報」「二次情報」として、後ほど議論する。整理すると、「一次情報」は定義どおり。Ⅲの「付随情報」は「二次情報」に改め、Ⅲの1)は「基本情報」、2)は「NBRP付加情報」、3)は「派生情報」とする。順番は、「一次情報」の次に「二次情報」、「バイオリソース内部管理情報」を最後に置く。(城石主査)

<第2章について>

- ●今の定義に基づくと、「NBRP成果情報」の補足説明として赤で書いてあるところはすべて二次情報になる。(城石主査)
- ●「成果情報」とか「公開すべき」とは書いてあるが、タイムスケジュールが何も書かれていない。ある程度どこかで時間軸を示しておかなくては。(河野専門官)
- ●物理的なデータそのものは出るが、そのまま出されてもユーザーは使えない。ただ、今の段階ではゲノム解析事業の事業費の中にデータ解析までは入れ込めない。その辺をどう記載していくか。どういう形で公開するかという問題がある(城石主査)
- ●ショットガンシーケンスの配列を、公開データベースの中にサブミットしてしまえば、 それで公開なのか、アセンブルしてゲノム配列として出さなければそのプロジェクトは ゲノム配列を決定したことにならないのか。(深海委員)

- →公開にはいろいろなステップがあり、ヒトゲノムはドラフトごと 24 時間以内に公開するということで動いてきた。ユーザー側からは少し整理した形、例えばアセンブルした形の方が使いやすい。ただ、それには労力もお金もかかり、ゲノム解析データに関する公開のプロセスは、頭の痛い問題である。(城石主査)
- ●出てきた都度それを公開していくというのは重要。ゲノムプロジェクトはどこまでやったらもうそれ以上やらなくていいという、そのゴールはどこか。(深海委員) →きちっとアセンブルしてアノテーションするというところが当然ゴール、しかしそこまでやらなければ公開しないということになると、5年、10年でも放っておかれてしまう。そこはむしろある種の歯止めが必要。(城石主査)
- ●それはここで議論することなのか。(芹川委員) →NBRPとしてゲノム解析をする場合は、募集の時点で付けてしまうのが筋かとは思 う。(河野専門官)
- ●公開毎のプロセスを記載していこうとするとその点が絡む。この整理はどこかでしてお かないといけない。これは選考委員会の議題でもあり、推進委員会全体の問題であるが、 そことの整合性は取っていかないとこの章は書けない。(城石主査)
- ●ゴールは設定しにくいが、ある程度言及しないとプロセスは書けない。(田畑委員) →最終的にアノテーションが付いてアセンブルが終わったところか、あるいはドラフト そのものをできるだけ速やかに出してくれと言うか。先の委員会の中で議論し、ある程 度のコンセンサスを得た上でそれを反映するので、話し合いをしないと書き込めない。 ただ、完成するまで待っていると 5 年ぐらい簡単に経ってしまい、それは許せないというのがスタートラインである。(城石主査)
- ●あまりにもローのデータが、リソースの付随情報として成り立つか。ここではリソースの付加情報となるものだけ問題にすればいいのか。(深海委員)
 →懸念するのは、その段階で出し、外部の人たちがそれを使ってアノテーションを付けて先にパブリッシュされること。そういう心情は認めていかないといけない部分もあり、それを過度にやりすぎると、いつまでも出ないことになる。年限で切るぐらいしかない。(城石主査)
- ●データ整備なのだからパブリケーションは原則として考えないということならば、情報をどんどん吐き出しても問題ないということになる。(田畑委員)
 →NBRP事業は研究費としてお金が出ているわけではないので、パブリケーションが進んでいないからデータ公開できないというのはリーズニングにならない。そこを理解し、ゲノム解析事業にアプライしてもらうというのが基本スタンス。そのためにもこの報告書に、最低限こういうスピードでやっていくこと、それはパブリケーションとカップルしないということを、明記する必要がある。(城石主査)
- ●事業としては今後も1年単位なのか。例えば情報を解析する期間としてあとプラス1年とかいうことは? (中村委員)→当面は1年単位。解析に関してのサポートはなく、終了年度から1年、2年という期

限設定になる。(城石主査)

● c DNAをやって引っ掛かったのは、これまでに分かっているゲノム情報と一致するものは問題なくすぐ公開できたが、不明なものがあって、それを出すべきかということだった。これもとにかく出せであれば出せるが、情報は全然付随できない状態になってし

まう。(中村委員)

- →全部分かったから公開では、それを理由に幾らでも延ばせてしまい、それを自分のリサーチとして使ってしまうことになる。それは趣旨と違い、期限を設けないと、事業としては成立しない。問題はそこのライン引き。国際コンソーシアムも、むしろドラフトは先に出していこうというのがゲノムの世界では主流だ。(城石主査)
- ●長くしない方がいい。(田畑委員) 1年ぐらいかもしれない。(城石主査)
- ●1年で出したからそこで終わりではなく、引き続きバージョンアップしていくということだと思う。(田畑委員)
 - →その後アノテーションはどんどんやり、きちんとしたものを出すのは自由。成果情報の、特にゲノム情報整備プログラムでの公開は、多分、今のポイントが一番重要になる。 基盤技術整備は今年3月で一旦終わり、期限を切って、1年後以内には何らかの形で情報を成果として公開してほしいということになる。(城石主査)

<第3章について>

- ●知財権について、自由な研究・交流の推進と同時に寄託者や譲渡者の知財権を保護する という、そこのバランスの問題をきちんと記載できるかだと思う。(城石主査)
- ●1番のタイトルは二次情報になっているが、この権利関係の中で問題はどうも一次情報か。2番の「一次情報提供者の権利の保護」と随分かぶってくる。(深海委員) →全体の権利関係がどうなっているかが書いてあるのがいいと思う。(河野専門官)
- ●権利関係というと、権利化されていないところをどうするのか、一応、付随情報の取り扱いまで、まとめるのがいいのではないか。著作権で保護されていないところをどうやってカバーするかには踏み込まない。寄託者の権利と一次情報を受け取った側の取り扱い。そこが一番ネックで、以降もいろいろかぶさってくる。(河野専門官)
- ●アンケートの結果をこの中に落とし込めればと思うが、要は寄託者・譲渡者の権利を守りつつ、ユーザーに使いやすい二次情報をどうやって取り扱っていくかというくくりではないか。4番の問題もそれにかかわってくる。サイトポリシーを前面に出してというのは一つかもしれない。具体的な一つの方策としてサイトポリシーを活用し、情報の取り扱いとして今の権利関係のところをその中に組み込んで出していただくといい。(深海委員)
- ●営利と非営利は区別する必要があるのか。基本的にその判断も中核機関に委ねるという のが最初の議論だった。「営利機関と非営利機関とでポリシーを区別する必要があるかど うか留意する」というように、注意を喚起の書き方がいい。(田畑委員)
- ●特許が絡んでいるリソースなどは営利・非営利が厳密に区別され、そういうものがないところはあまり区別はないと思う。(深海委員)
- ●厳しくやりたい人は同意書もあるし、場合によってはサイトポリシーの中にあっさり書き込むだけでもいい。同意書を使うのであれば、こういうフォーマットを使えばやりやすいのではないかという提示の仕方もある。それはリソースごとに判断していただく。(城石主査)
- ●「5.MTAにおける対応」は、系統名などを中核機関なり情報センターが加工しようというとき、MTAの中に一次情報の加工・加筆に関し中核機関あるいは情報センターに一任するというような文言が書き込めると、非常にやりやすくなる。アンケート回答

次第であり、当面、こちらの留意点として、①寄託者の著作権を守りつつ、ユーザーにとって使いやすい情報加工をどのように担保するか。②それを具体的に示すための各データベース上におけるサイトポリシーをどのように書き込むか。あるいは、データを一気にダウンロードして使う場合に、同意書が必要かどうか。必要ならば中身はどう書くのがいいのか。サイトポリシーと同意書に関しては、ひな型を添付することも必要だろう。③リソースを寄託あるいは譲渡するときの同意書で、リソースに関する一次情報の加工・加筆に関して情報センターあるいは中核機関にある程度の自由権を与えてもいいという同意を取り付けられるかどうか。第3章はこの三つのポイントを書き込めればいいと思っている。(城石主査)

●かずさのデータベースでは、サイトポリシーは細かいものまでは書いていない。基本的 に情報は論文として出したものをインターフェース付きで公開しているという形で、そ れはどう使おうが論文を引いてくださいという形のようだ。(田畑委員)

<ドラフト作りについて>

- ・「はじめに」は文部科学省、第1章と第2章を山崎委員、第3章を深海委員にお願いしたい。山崎委員と深海委員で情報交換しながら、私も主査としてサポートし、3人でたたき台を仕上げる。できた段階でWGのメンバーからフィードバックあるいはインプットをして、まとめていくという方向でどうか。アンケート締切が3月13日なので、3月末日をめどに進めたい。(城石主査)
- ●寄託者というのは誰にあててアンケートをするのか。(深海委員) →中核機関に取りまとめをお願いすることになると、基本的には運営委員会マターだ。 (城石主査)
- ●取り扱いは各機関の中でも一枚板ではない。標準化の意識が高い開発室の人はどんどん やっていいと思っているし、寄託者寄りの実務レベルの人はもっとコンサバティブなの で、誰にどう聞くかによって振れてくる。(深海委員)
 - →運営委員会で、国際的な標準化なども念頭に入れた上で議論の方向かと思う。(城石主査)
- ●多くの分量を書くより、ポイントを押さえた形の方が見る側も楽で、例えば3章なら一つの事項立てで半ページもあればと思っている。(河野専門官)

4. アンケートについて

- ・資料4に基づき、文部科学省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下の とおりである。
- ・趣旨については、各中核機関から意見をお伺いするということを書いている。提出期限は3月13日、提出方法は電子媒体を電子メールで送っていただく。取りまとめはNBR P事務局、詳細の問い合わせについては竹内の名前を記載している。
- ●従事者(担当者)と寄託者という二つの対象に対してアンケートをする。ただし、個々の寄託者の意見を全部集めていくと収拾がつかず、各リソースの運営委員会に取りまとめを委託する。このフォーマットに関してはどうか。(城石主査)
- ●少数意見の扱いをどうするか。一応全体としての回答をしてもらった上で、少数意見を付記してもらってはどうか。(芹川委員)

- ●まとめると全体の意見分布になってしまい、少数意見が反映されない場合があり、こういう特別なコメントがあったということを書き加えればよい。(中村委員)
- ●提出期限まで短く、寄託者の代表的な意見しかくみ上げられない。それでも、限られた中で出てくるのであれば、それは本当にくみ上げた方がいい。(深海委員)
- ●委員会で代表的な意見でまとめるのは確かに一つ、マイノリティの意見をどのようにケアするか。最終的にこの報告書に意見を反映した形で記載が出口、そこを考えて、どういう形でやったら労力も少なく、実際に一次情報を持っている人たちの代表的な意見を聞けるかということだと思う。(城石主査)
- ●中核機関に、まずは取りまとめてもらわざるを得ない。特に書いておきたいということがあれば書いてもらうぐらいが妥当な気がする。(田畑委員)
- ●運営委員会からある程度のまとまった形のもので、運営委員会がマイナーな意見であっても重要だと判断したものは付記してもらうようにお願いする。(城石主査)
- ●アンケート6ページ(4)で、「二次利用」という文言が「当該データを別のサイトから 公開することです」と定義、いわゆる二次利用とはこういうものだけということになる のか。(深海委員)
 - →著作権絡みの問題から言うと、出版なども全部二次利用に入る。(城石主査)
- ●このデータを解析し新しい情報を得るということも二次利用になる。(深海委員)
- ●ここでは、データベースを丸ごと別のデータベースあるいは統合化されたものの中で使われることに関してどう思うかであり、そう取られないということは、書き方に問題ありということだ。(山崎委員)
- ●「尚」以下の文章は削除してもいいのではないか。(芹川委員)
- ●「二次利用」というと二次データベースを作る行為のことを連想した。(深海委員) →研究にそれを利用するのではなく、もう一つ別のインフラとしてのデータベースにこ のデータ自体をまとまった形で使うは、二次利用の範疇に入る。それをこの文章から読 み取れないのなら、文章を修正。(城石主査)
- ●一般論としてそれはイエスの方向なのか。(芹川委員)
 →少なくとも起こり得る。それに対して多くの人がどう感じているのかを聞こうというのが趣旨だ。情報は、自由に使っていこうというのが基本的な流れ。ただし、著作権は最低限保護してあげないと情報データベースそのものが育っていかないので、そこのバランスだろう。(城石主査)
- ●「データベース統合などにより、当該データを別のサイトからも公開することです」としてはどうか。そうすると、次の「他の多くの学術データベースとの相互運用を実現して」というところとも結び付きやすい。(深海委員)
- ●「付随情報」を「二次情報」と置き換えたときの「二次」という言葉がデュプリケート するのは大丈夫か。(城石主査)
 - →ここでは「二次情報」と言う必要がない。(3)で「関連情報」という言葉を使っているので、それで済ませてしまえばいいのではないか。(深海委員)
 - →アンケートが報告書に直接カップルする必要は全くなく、アンケートを受けた人が混乱なく理解できればいい。「(3) バイオリソース付随情報の追加について」は「付随情報」でなく「関連情報」にする。(城石主査)
- ●(4)と(5)は入れ替えた方がすっきりする。目次があった方が分かりやすいかもし

れない。同じレベルで並び、切れ目がよく分からない。(田畑委員)

- →入れ替えた方が分かりやすい。ただ、目次は不要ではないか。(城石主査)
- →メリハリを付けて、質問がよく見られるような形にする。(河野専門官)
- ●2ページの(2)の質問1・質問2で中核機関と情報センターが両方出てくるのに、古い(5)に「情報センターにおける」と別立てで出てくる。(3)にも両方出ている。(山崎委員)
 - →情報センターに関するところは新しい(4)(古い(5))にまとめる。(城石主査)
- ●新しい(4)(古い(5))は、中核機関が公開しているデータベースされているものについて、提供後に新たに情報が付くことを問題にしているのか。(田畑委員) →そうだ。今だとオントロジーが入る。それに対する意見を聞いておく必要がある。(城
- ●酵母の場合、寄託者の意見は織り込み済み。そういうところであらためて情報に関して 寄託者に聞き直すのはいかがなものか。(中村委員)→既にそういう整理がしてあれば、むしろそれをフィードバックしてもらうという形に してもいい。(城石主査)
- ●一番ネックになるのは、寄託者の意見をどう反映させるかだ。(河野専門官)→意見分布をフィードバックしてもらうといいかもしれない。(城石主査)
- ●酵母では、国際標準に載った形で名前を変えることはしていないのか。(城石主査)
- ●菌株名は間違いなくかぶるので、こちらで全部FY番号を付けている。それはMTAの中には書き込んでいないと思う。論文になるときはオリジナルな名前を入れ、FY番号は括弧書きで付けるか、または付けない人もいる。(中村委員)
- ●ここでは、インターナショナルなコミュニティの中で、NBRPが扱っているリソースが唯一無二のものであることがIDとして残るようなシステムを作りたい。ここでは、そういうことを中核機関がやることに対して、それぞれの寄託者がどのように感じるかを聞きたいわけで、そこを含めて運営委員会では全体の意見調整までしてもらえるとうれしいというのが本音である。(城石主査)
- ●例えば2ページの(2)番がそれに相当するのか。(中村委員)
- ●そうだ。質問の趣旨が理解してもらえないリソースもありそうだ。(城石主査)
- ●ラットはそれがこの事業の重要なところだと思っている。実際、最近 Nomenclature が変わったが、寄託者にコンタクト、すべてから承諾を得た。(芹川委員)
- ●それで世界の中でビジビリティが上がるのだから、中身が理解できればノーと言う人は ほとんどいないはずだ。ノーと言うのは理解していないので、それを啓蒙するのも中核 機関や運営委員会のミッションだと思う。(城石主査)
- ●アンケートに答える時間以外に、答えてもらう人にそれが伝達されるまでの時間を考えてしまう。中核機関なら問題ないと思うが、寄託者を誰に聞くか。(深海委員) →寄託者は全員に聞いていただかないといけない。(城石主査)
- ●寄託者全員に聞くのか。運営委員会に寄託者的な人がいるので、そこで聞くものだと思っていた。(芹川委員)
- ●今の聞き方としては、「運営委員会に諮り、研究者コミュニティ全体としての回答をご記入ください」となっている。(河野専門官)
- ●リソースによっては寄託者が数百人いるところもある。運営委員会自体、主な寄託者は

入っているだろうから、基本的には運営委員会をベースにして意見を集約していただく こととしたい。(城石主査)

- ●一斉にメールするというのは? (山崎委員) →分析が大変。人によって理解度が違うので、それを全部フラットにやると、むしろバ イアスがかかってしまうということもあるかもしれない。(城石主査)
- ●寄託者が運営委員としてどれぐらい入っているか。(山崎委員)
- ●運営委員がベースで、そこに寄託者があまりいなければ、中核機関の判断で代表的な人に何名か聞くなど、中核機関の責任で意見を集約してもらう。(田畑委員)
- ●寄託者に対する意見の集約の部分が、「運営委員会に諮り研究コミュニティ全体としての 回答をご記入ください」だけでは分からないだろう。全寄託者に聞くのか、運営委員会 を中心として、主な寄託者を中心として集約してくれという方向でいくのかだけは、決 めておいた方がいい。(城石主査)
- ●主体はどこかということで、寄託者全員に聞くとは書かれていない。(芹川委員)
- ●寄託者の意見を取りまとめるのに一番近いところが運営委員会だろう。本来なら全寄託者に聞きたいところだが、運営委員会の判断で全体の取りまとめをしていただくということでよいと思う。(河野専門官)
- ●「寄託者の立場に立った場合にどのような要望があり得るか、運営委員会の立場でお答えください」と書けばどうか。(城石主査)
- ●酵母の場合、国際基準がないので、「国際基準に合わせる必要がある場合」というのは成立しない。分かるようにコメントを付け加えてよいか。(中村委員)
 - →回答文が変わるようなものでなければ、随時補足してもらってよい。(河野専門官)

5. その他

<今後のスケジュールについて>

・アンケートの締切は3月13日。報告書のたたき台が出てきた時点で先生とご相談の上、 必要であればワーキングをもう一度開催する。NBRP事業の補助金化についての説明 等も3月中に行うので、そういったところもにらみながら、委託費ではない、中核機関 または実施機関が自立的に行う事業の報告書としての体裁を考えたい。(河野専門官)

6. 閉会